

令和2年2月28日16:50

生徒および保護者の皆さんへ

厚木東高等学校長

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた臨時休業のお知らせ

報道されましたように、昨日夕刻の会見での首相の要請を受け、本日神奈川県教育委員会教育長より、裏面の通知がありました。国および県の方針に従って、本校もしばらくの間臨時休業をすることとなります。期間は3月3日(火)より、当面25日(水)までです。3月2日(月)については、休業中の指示・指導、荷物の持ち帰りのため、短時間の登校をお願いすることにいたしました。

生徒保護者の皆さんにおかれましては、別紙、「健康観察のお願い」および「コロナウイルスに罹患した場合の対応について」を充分ご確認の上、感染防止に努めていただき、万一の際は適切にご対応いただくようお願い申し上げます。

今後の状況により、緊急の連絡を差し上げることになると思いますので、ライデンメールおよび本校ホームページを隨時ご確認ください。休業期間中、保護者の皆さんからのご相談に対応するための窓口も設置する予定であります。

部活動を含め、これまで様々な準備をし、積み上げてきた教育活動をほとんどすべて実施できなくなることは誠に残念ですが、何より大切な生徒の『いのち』を守るための措置ですので、どうかご理解をいただき、各ご家庭におかれましても、全力で感染拡大防止に努めていただくよう、お願いいたします。

生徒の皆さんには、健康が第一ですが、長い休みとなりますので、規則正しい生活を心掛け、本を読み勉強もしてください。一人ひとりが危機感を持って、しっかり取り組むようお願いします。

●臨時休業は：

3月3日(火)～3月25日(水)(修了式予定日まで)

●3月2日の登校日については：

10:00までに登校してください。午前中で終わります。

教科書や体操着等、全ての荷物を持ち帰れるように、大きなカバンを用意してきてください。

●卒業式・入学式・入学者選抜業務（合格者説明会を含む）については：

規模や時間を縮減し、感染防止の措置を講じたうえで、予定通り実施いたします。

問合せ先
教頭 中川
電話 046-221-3158(代表)

令和2年2月28日

生徒及び保護者の皆さま

厚木東高等学校長

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応について

本校の教育活動の実践につきましては、日ごろ、多大なご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記のことについて、本県及び全国において感染が広がる中、生徒のいのちと健康を守るため、本校において感染が発生する可能性を最大限に減少させる必要があります。

については、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の対応として、次の通りといたしますので、ご理解とご協力をいただきますよう、お願ひいたします。

【生徒に発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合（罹患したかどうか判断できない場合）】

- 1 無理をして登校せず、治癒するまで自宅で休養する。
※ 感染症に罹患している、また、罹患する可能性がある場合、当該生徒を「欠席」の扱いとはせず、「出席停止」の扱いとします。
- 2 次のいずれかの症状がある場合、「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
 - ・風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている。
 - ・強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
※ 電話番号：046-224-1111（厚木保健福祉事務所）
046-261-2948（同 大和センター）
0465-32-8000（小田原保健福祉事務所）
0465-83-5111（同 足柄上センター）
0463-32-0130（平塚保健福祉事務所）
0463-82-1428（同 秦野センター）
042-769-9237（相模原市）
0466-50-8200（藤沢市）
0467-55-5395（茅ヶ崎市・寒川町）
- 3 上記2の症状がない場合、「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」に相談する。
※ 電話番号：045-285-0536
受付時間：9時～21時（平日及び休日とも）
※ 各市町村が設置している相談窓口にご相談いただいてもかまいません。
- 4 すみやかに、学校あて連絡する。

【生徒に症状はないが罹患した疑いがある場合（濃厚接触をした可能性がある場合等）】

- 1 登校や外出をせず、他者への感染の可能性がなくなるまで、自宅に滞在する。（次の2での相談等を通じ医療機関等の判断を仰ぐ。）
※ 感染症に罹患している、また、罹患する可能性がある場合、当該生徒を「欠席」の扱いとはせず、「出席停止」の扱いとします。
- 2 「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」に相談する。
※ 電話番号：045-285-0536
受付時間：9時～21時（平日及び休日とも）
※ 各市町村が設置している相談窓口にご相談いただいてもかまいません。
- 3 すみやかに、学校あて連絡する。

【生徒が罹患した場合】

- 1 すみやかに、学校あて連絡する。（72期卒業生の皆さんについてもご連絡ください。）
※ 学校では、当該生徒が治癒するまでの期間を「出席停止」の扱いとともに、県教育委員会との協議により、必要な期間、学校の全部を臨時休業とします。

【備考】

- 1 上記のことにつかわらず、感染の状況等に鑑み、不測の事態に対応するため、必要な措置を講ずることがあります。

問合せ先
教頭 中川
電話 046-221-3158(代表)

令和2年2月28日

保護者様

県立厚木東高等学校長

健康観察のお願い

新型コロナウイルス感染症流行予防のための臨時休業中、お子様の外出は控えてください。
また、お子様の健康観察、健康管理について、ご家庭におかれましても、次の点にご協力をお願いいたします。

- 1 毎日、熱を測り、発熱(37.5°C以上)、咳などがないことを確認してください。
- 2 発熱(37.5°C以上)、咳などの体調不良のときは、「帰国者・接触者相談センター」に相談のうえ、医療機関を受診してください。基礎疾患（喘息などの呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病など）がある場合は、早めに受診してください。
「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しており、詳しくは次のURLをご覧いただけます。
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou
/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- 3 発熱、咳で医療機関を受診した場合、学校に電話連絡し、次のことをお伝えください。
 - ・症状や症状が出始めた日
 - ・受診した医療機関や受診日
 - ・診断名

【参考】日常の健康管理と基本的な感染症対策

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ・人混みを避け、手洗い、うがい、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底する。

問合せ先
教頭 中川
電話 (046) 221-3158